

交流施設のご利用について

金沢海みらい図書館の交流施設（交流ホール、集会室、グループ活動室、ギャラリー）は、教育・文化に関する活動や地域活動（営利目的の活動を除く）にご利用いただけます。

●利用できる団体●

金沢市内に所在する
非営利目的の団体

●利用時間●

平日：10:00-19:00
土日祝日：10:00-17:00
※21:00まで延長できます
※休館日は使えません

無料

●ご利用の流れ●

①空き状況を電話で問い合わせ

- ・館より活動内容を詳しくお尋ねいたします
- ・ご利用いただける施設や設備については、裏面もご覧ください
- ・会場・機材の下見は、随時受け付けております

②使用申請書を提出

- ・FAX可 3ヶ月前から前日まで申請できます
- ・内容によっては、ご来館の上、お打ち合わせをお願いする場合があります

③使用承認書の発行

- ・FAXか郵送でお送りします

④使用当日

- ・1階カウンターで団体名をお申し付けください
- ・準備、後片付けも含めて、時間を守ってお使いください

●お問い合わせ●

金沢海みらい図書館庶務担当
TEL266-2011 FAX266-2014

●このような活動にはお使いいただけません●

- ・企業等の社内会議、研修等
- ・入場料を徴収する公演等
- ・宗教的活動、政治的活動
- ・その他、管理上支障があるもの



交流施設の設備一覧

施設	キャパシティ	設備	使用例	飲食
交流ホール	200～250席程度	移動観覧席(112席) 追加イス(120席) 可動式ステージ プロジェクター マイク設備 CD/DVDデッキ	講演会 上映会 音楽 演劇 各種展示 等	不可
集会室	30席程度	プロジェクター ※ スクリーン マイク設備 CD/DVDデッキ	講演会 朗読会 打ち合わせ会 等	茶菓程度
グループ活動室 1・2・3	20席程度			
ギャラリー	—	展示ケース 展示パネル	絵画展 パネル展 等	可
地域情報 フロア	—	(フロアの趣旨に合った展示物の展示等にお使いいただけます。 詳細はご相談ください。)		不可

※ 集会室、グループ活動室1・2・3 共通設備です。
空き状況については、あらかじめお問い合わせください。

様式第1号（第3条関係）

*伺	館長	館長補佐	僚	担当

金沢市立金沢海みらい図書館使用申請書

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

住 所
 団体名
 代表者名
 電 話

金沢市立金沢海みらい図書館の施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用施設名	<input type="checkbox"/> 集会室 <input type="checkbox"/> グループ活動室 1 <input type="checkbox"/> 交流ホール <input type="checkbox"/> グループ活動室 2 <input type="checkbox"/> ギャラリー <input type="checkbox"/> グループ活動室 3
使用の目的	
使用の内容	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分 ----- 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分 ----- 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分 ----- 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
使用予定人数	人
料金等の徴収	<input type="checkbox"/> 有り（1人につき 円） <input type="checkbox"/> 無し
会場責任者	住 所 氏 名 電 話 F A X （FAX 番号の記載がある場合、使用承認書を FAX でお送りいたします）
*備 考	

(1) 該当する□の中にレ印を付けてください。

(2) *欄は記入しないでください。

* 送 送		* 入 力	
-------------	--	-------------	--

金沢市立金沢海みらい図書館の施設の使用に関する要綱

(平成23年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)第12条の規定による同条の表金沢海みらい図書館の項に掲げる施設(以下「施設」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の対象者)

第2条 施設を使用することができるものは、本市に住所を有する団体で、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める事業を行おうとするものとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 集会室 次のアからエまでに掲げる事業

- ア 教育、文化又は芸術(以下「教育等」という。)に関する講演会、研修会、読書会、会議、打合せ会等
- イ 絵画、書道、写真、工芸等(以下「絵画等」という。)に関する展示会
- ウ ボランティア等の活動に関する研修会、会議又は打合せ会
- エ その他教育委員会が適当と認める事業

(2) グループ活動室 次のアからウまでに掲げる事業

- ア 教育等に関する研修会、読書会、会議、打合せ会等
- イ ボランティア等の活動に関する研修会、会議又は打合せ会
- ウ その他教育委員会が適当と認める事業

(3) 交流ホール 次のアからオまでに掲げる事業

- ア 教育等に関する講演会、研修会、学会等
- イ 教育等に関する映像上映会
- ウ 音楽に関する演奏会、朗読劇、落語等の上演会
- エ 絵画等に関する展示会
- オ その他教育委員会が適当と認める事業

(4) ギャラリー 絵画等に関する展示会

(使用の申請)

第3条 金沢市図書館条例(昭和54年条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定により施設の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢市立金沢海みらい図書館使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、教育委員会に申請しなければならない。

(申請書の受付期間)

第4条 申請書の受付期間は、施設を使用する日(以下「使用日」という。)の3箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第5条 教育委員会は、施設の使用を承認したときは、金沢市立金沢海みらい図書館使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用時間及び使用日数等の制限)

第6条 施設の使用時間は金沢海みらい図書館の開館時間とし、各施設の使用日数等は別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(使用の承認の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 条例第8条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触すると認められるとき。
- (3) 入場者から入場料その他これに類する料金（テキスト等に係る実費相当額を除く。）を徴収するとき。
- (4) 飲酒、飲食等（教育委員会がやむを得ないと認める飲食を除く。）を伴う使用のとき。
- (5) 営利を目的とする団体等が開催する研修会、発表会等（市民の生涯学習の振興に資するものとして教育委員会が特に認めるものを除く。）に使用しようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、第5条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 施設を第2条各号の事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上必要があるとき。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の使用に際し、事前に使用の方法その他必要な事項を打合せをすること。
- (2) 施設の使用を終了したときは、直ちに館長に届け出て、点検を受けること。
- (3) 許可を受けずに、壁、柱等にはり紙をし、又は釘等を打たないこと。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月21日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	使 用 日 数 等
集会室	第2条第1号ア、ウ又はエに掲げる事業を行うため使用する場合 一の講演会、研修会等について、1箇月につき4日以内
	第2条第1号イに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、13日以内
グループ活動室	1箇月につき4日以内
交流ホール	第2条第3号ア、イ、ウ又はオに掲げる事業を行うため使用する場合 一の講演会、研修会等について、1箇月につき4日以内
	第2条第3号エに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、13日以内
ギャラリー	一の展示会について、13日以内

摘要

- 1 集会室、交流ホール及びギャラリーにおける展示会にかかる設営等に要する日数は、一の展示会につき、別途2日以内とする。
- 2 交流ホールにおける講演会、研修会等にかかるリハーサル、設営等に要する日数は、一の講演会、研修会等につき、別途4日以内とする。